

令和 8 年度の国民健康保険税改正事項について

■資産割を廃止します（5 か年計画で段階的に廃止、最終年）

串本町の国民健康保険税は、令和 7 年度まで「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を合算して算出する 4 方式を採用していましたが、令和 8 年度から資産割を廃止し、国民健康保険税の課税方式を「所得割」「均等割」「平等割」の 3 方式とします。

令和 8 年度の税率については、資産割の廃止に伴う減収分を所得割額に配分する形で税率改正を行うため、世帯の所得や加入者数に変更がなくても税額が増減する場合があります。

□資産割の廃止理由

「資産割」は、国民健康保険税制度が創設された昭和30年代では国保加入者の多くが農林水産、自営業の方であったため、所得割を補完する目的で設けられました。

しかし、創設から半世紀以上が過ぎ、現在では次のような問題が出てきています。

- 資産の多くが居住用財産となっており、所得実態に即さなくなっている。
- 固定資産税が算定基礎となるため、負担が二重になっているような気持ちになる。
- 所得の無い方にも賦課されるため、低所得の方の負担が大きくなってしまう。
- 住んでいる市町村の固定資産だけが課税対象で、他市町村に所有する固定資産は対象外となり不公平がある。
- 協会けんぽや後期高齢者医療制度など、他の医療保険には資産割の制度が無く、不均衡である。
- 平成 30 年度より国民健康保険の運営が県で一本化され、その運営方針に資産割の廃止も盛り込まれている。

■子ども・子育て支援金をはじめます。

□「子ども・子育て支援金制度」とは

全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出していただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

この支援金は、児童手当の拡充、育児時短就業給付、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、育児期間中の国民年金保険料減免等に活用されます。

□「子ども子育て支援金」について

令和 8 年度から国民健康保険税に「子ども・子育て支援金分」が加算されます。これは、国民健康保険だけでなく、後期高齢者医療保険や他の医療保険（健康保険、共済組合、国民健康保険組合等）に加入されている方も同様で、こども・子育て支援の拡充を支える財源の一部となります。

従来の国民健康保険税（医療分・後期高齢者支援金分・介護分）に子ども・子育て支援金分を合算して納付いただくこととなります。

これにより、所得や加入者数に変更がなくても税額が変わります。

なお、こども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である者。高校生年代）については、均等割額が全額軽減され、軽減分は 18 歳以上被保険者が 18 歳以上均等割として負担します。

区分	改正前（令和 7 年度）			改正後（令和 8 年度）			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分
所得割	6.95%	2.30%	1.86%	7.20%	2.40%	1.91%	0.30%
資産割	6%	2%	2%	—	—	—	—
均等割	14,000 円	4,500 円	6,000 円	14,000 円	4,500 円	6,000 円	1,162 円
18 歳以上均等割	—	—	—	—	—	—	29 円
平等割	42,000 円	15,000 円	9,500 円	42,000 円	15,000 円	9,500 円	766 円

■課税限度額引き上げについて

国民健康保険制度の改正により、令和 8 年度は国民健康保険税の課税限度額のうち、医療分が 66 万円から 67 万円に引き上げられます。子ども子育て支援金分の課税限度額は 3 万円となっています。

区分	改正前(令和 7 年度)	改正後(令和 8 年度～)
医療分	66 万円	67 万円
後期高齢者支援金分	26 万円	26 万円
介護分	17 万円	17 万円
子ども・子育て支援金分	—	3 万円
課税限度額合計	109 万円	113 万円

■低所得者に対する軽減基準の拡大について

国民健康保険制度の改正により、令和 8 年度は 3 つの区分のうち、5 割軽減、2 割軽減の基準が拡大されます。

世帯(擬制世帯主を含む世帯主と被保険者)の軽減基準所得額

区分	改正前(令和 7 年度)	改正後(令和 8 年度～)
7 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5 割軽減	43 万円+ <u>30 万 5 千円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43 万円+ <u>31 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2 割軽減	43 万円+ <u>56 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43 万円+ <u>57 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)